

よくある質問(トラック関係)Q&A

	質問内容
Q1	貨物自動車運送事業の許可をとる際に法令試験があると聞いたのですが、どのような試験ですか？
Q2	軽自動車・二輪車(排気量125cc を超えるもの)を使って運送事業をやりたい
Q3	貨物利用運送事業とは何ですか？

Q1

貨物自動車運送事業の許可をとる際に法令試験があると聞いたのですが、どのような試験ですか？

貨物自動車運送事業者は、運送事業を行うにあたり、必要な法令の知識を有していること、また、法令を遵守することが重要です。法令試験を実施することで「事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するか」の審査をしております。

法令試験は、一般貨物及び特定貨物自動車運送事業の新規許可を受ける際、又は譲渡譲受により運送事業の許可を譲り受ける場合等実施されます。試験の出題範囲は、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則、道路運送法等々、幅広く出題されます。合格基準は、出題数30問中正解が8割以上です。

詳しくは、「[法令試験](#)」のページをご確認ください。

Q2 軽自動車・二輪車(排気量125cc を超えるもの)を使って運送事業をやりたい

軽自動車又は二輪車(排気量125ccを超えもの)を使い運送事業を行う場合は、『貨物軽自動車運送事業経営届出』が必要になります。届出には、営業所の位置や車庫の位置等記載する箇所があります。提出先は、軽自動車等を届出する都県にある各運輸支局の輸送担当の窓口です。

詳しくは「[トラック](#)」のページをご確認ください。

Q3 貨物利用運送事業とは何ですか？

貨物利用運送事業は、自らは運送手段を持たず、他の実運送事業者(船舶(外航・内航)、航空(国内・国際)、鉄道、自動車の経営許可を取得している事業者)の経営する運送事業を利用して荷主の貨物を運送するもので、貨物利用運送事業法において規定されています。

貨物利用運送事業は、実運送の利用とともに荷主先までの集荷・集配を合わせて行うか否かによって第一種又は第二種に分類されます。

詳しい手続きについては、「[トラック](#)」のページをご確認ください。